

●香川県告示第586号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び高松市河港課において平成19年12月25日から平成20年1月21日まで公衆の縦覧に供する。

平成19年12月25日

香川県知事 真鍋 武紀

1 出願年月日

平成19年12月 7日

2 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 真鍋 武紀

高松市昭和町1丁目12番12号

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町4丁目496番25から同町3丁目448番10を経て同町5丁目532番7に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から③の地点までを順次結んだ線及び③の地点と①の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D.L.+2.51メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 4等三角点朝日（北緯34度21分42.2177秒、東経134度04分31.4448秒、以下「基点」という。）から206度56分06秒、1,227.36メートルの地点

②の地点 ①の地点から 159度00分54秒 28.71メートルの地点

③の地点 ②の地点から 164度47分04秒 33.04メートルの地点

(3) 面積

34,834.41平方メートル

4 埋立に関する工事の施工区域

(1) 位置

高松市朝日町4丁目496番15、496番25、同町3丁目493番3、531番、530番、448番8、448番10、同町5丁目430番7、430番8、533番4、533番7、532番7、532番8、532番7に接する無番地及び533番5の地内並びに同町4丁目496番15から同町3丁目448番10を経て同町5丁目430番4に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、Aの地点からPの地点を順次結んだ線及びPの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から 209度16分13秒 1,073.61メートルの地点

Bの地点 Aの地点から 92度27分41秒 193.00メートルの地点

Cの地点 Bの地点から 184度27分41秒 188.47メートルの地点

Dの地点	Cの地点から	274度03分03秒	160.81メートルの地点
Eの地点	Dの地点から	229度04分58秒	17.12メートルの地点
Fの地点	Eの地点から	185度21分52秒	488.63メートルの地点
Gの地点	Fの地点から	274度04分30秒	284.47メートルの地点
Hの地点	Gの地点から	3度35分46秒	39.14メートルの地点
Iの地点	Hの地点から	94度07分46秒	215.89メートルの地点
Jの地点	Iの地点から	47度41分38秒	0.95メートルの地点
Kの地点	Jの地点から	4度43分38秒	264.78メートルの地点
Lの地点	Kの地点から	5度52分55秒	196.14メートルの地点
Mの地点	Lの地点から	273度50分00秒	4.61メートルの地点
Nの地点	Mの地点から	49度31分33秒	28.00メートルの地点
Oの地点	Nの地点から	45度29分10秒	20.57メートルの地点
Pの地点	Oの地点から	49度33分57秒	30.00メートルの地点

(3) 面積

81,946.44平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地、緑地、港湾関連用地、金属機械器具製造業用地